

苫小牧市告示第110号

振動規制法に基づく規制地域及び区域の区分の改定

平成25年3月27日苫小牧市告示第116号（振動規制法に基づく規制地域の規制等）の一部を次のように改定し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月25日

苫小牧市長 岩倉博文

記

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域及び区域の区分を現在の土地利用状況に鑑み次のとおり変更する。

1 規制地域及び区域の区分

規制地域及び区域の区分を次の図のとおり指定する。

（「次の図」は省略し、苫小牧市環境衛生部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）